

【チェックリスト】～適正な外国人雇用状況の届出のために～

外国人雇用状況届出の提出に当たって、事業主のみなさまに確認いただくべきことを整理しました。このチェックリストに沿って確認を行うことで、適正な届け出を行うことができます。

外国人を雇用する事業主には、外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く）の雇入れ及び離職の際に、外国人雇用状況届をハローワークへ届け出ることが、法律により、義務付けられています。届出を怠ったり、虚偽の届出を行ったりした場合には、30万円以下の罰金の対象になります。

（令和 年 月 日提出分）

<input type="checkbox"/>	外国人労働者の在留カード、旅券（パスポート）等の提示を求め、その外国人の氏名、在留資格及び在留期間、在留カード番号等を確認し、届け出る事項を漏れなく確認している。
<input type="checkbox"/>	出入国在留管理庁が配布している「在留カード等読取アプリケーション」により、その在留カードが偽変造されていないか確認している。
<input type="checkbox"/>	届け出る事項の「氏名」欄は、日常生活で使用している通称名ではなく、本名を記入している。
<input type="checkbox"/>	届け出る事項の「在留資格」欄は、在留カードの「在留資格」または旅券（パスポート）上の上陸許可証印に記載されているとおりに記入している。
<input type="checkbox"/>	届け出る事項の「在留期間」欄は、在留カードの「在留期間」または旅券（パスポート）上の上陸許可証印に記載されているとおりに記入している。
<input type="checkbox"/>	届け出る事項の「生年月日」「性別」「国籍・地域」欄は、在留カードまたは旅券（パスポート）上の該当箇所を記入している。
<input type="checkbox"/>	届け出る事項の「資格外活動許可または報酬活動許可の有無」欄は、在留カード裏面の「資格外活動許可」欄や資格外活動許可書、旅券（パスポート）上の資格外活動許可証印等で、資格外活動許可の有無、許可の制限、許可されている活動の内容を確認している。
<input type="checkbox"/>	届け出る事項の「在留カード番号」欄は、在留カードに記載されている12桁（英字2桁－数字8桁－英字2桁）の番号を記入している。
<input type="checkbox"/>	外国人労働者を雇い入れた場合の「外国人雇用状況の届出」は漏れなく期限までに管轄のハローワークに提出している。
<input type="checkbox"/>	外国人労働者が離職した場合の「外国人雇用状況の届出」も漏れなく期限までに管轄のハローワークに提出している。
<input type="checkbox"/>	アルバイト等の雇用保険被保険者とならない外国人労働者も含め、日本国籍を持たない方で、特別永住者並びに在留資格が「外交」及び「公用」以外の外国人に対する届出をしている。